

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	20	担当課	畜産課
法令名	家畜取引法	根拠条項	3	許認可等の内容	家畜市場の登録	
家畜取引法						
(昭和31.6.1 法123) 最終改正 平成11法160						
(登録)						
第3条 家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。						
(登録の申請)						
第3条 前条の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続きにより、業務規程を定め、これを登録申請書に添え、その家畜市場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。						
2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。						
一 家畜市場の位置						
二 取り扱う家畜の種類						
三 開場の期日及び時間						
四 家畜取引の開始前及び修了後に公表する事項並びに公表の方法						
五 家畜取引の方法						
六 徴収する料金の種類及び金額並びに徴収の方法						
七 予納金に関する事項						
八 代金及び交換差金の決済の方法						
九 家畜の受渡の方法						
十 仲立業者に関する事項						
十一 違約の場合の処置						
十二 その他農林水産省令で定める事項						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	20	担当課	畜産課
法令名	家畜取引法	根拠条項	3	許認可等の内容	家畜市場の登録	
<p>(登録の基準)</p> <p>第3条 都道府県知事は、第3条の登録の申請者が次の各号の1に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第18条の規定により登録が取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過していないもの二 家畜商法(昭和24年法律第208号)第7条第2項第1号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの三 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第66号)の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前3号の1に該当する者があるもの五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者 <p>家畜取引法施行規則</p> <p style="text-align: right;">(昭和31.8.29 農令43) 最終改正平成12農水令82</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第2条 法第4条第2項第12号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 法第13条の獣医師による検査の手続きに関する事項二 せり人に関する事項三 当該家畜市場において委託契約に基づき家畜の買入を行う家畜商に関する事項四 家畜市場内における秩序の維持に関する事項						